令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化･レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅･既存住宅等における省 CO2 化促進事業）」に係る補助事業者募集についての説明書

令和２年１月２３日
経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
省エネルギー課

環境省　地球環境局
地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室

本公募は、補助金の公募・審査・支払い等の執行実務を担う補助金執行団体を公募するものです。

経済産業省及び環境省では、「令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）」（以下「間接補助事業」という。）」の実施に要する経費に対して、補助事業者が当該経費の一部を補助する事業（以下「補助事業」という。）を実施する者（以下「補助事業者」という。）を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」、各事業の「交付要綱」等をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。

② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省又は環境省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。

③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５%の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省又は環境省から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。

④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

⑤ 経済産業省及び環境省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省又は環境省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。)。

掲載アドレス：https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産(取得財産等)を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣又は環境大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【１．事業概要】

１－１．事業目的

本事業は、間接補助事業の実施に要する経費に対して、補助事業の実施に要する経費を補助することにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築及び、家庭・業務部門の大幅な低炭素化の実現を図ることを目的とします。

１－２．事業スキーム

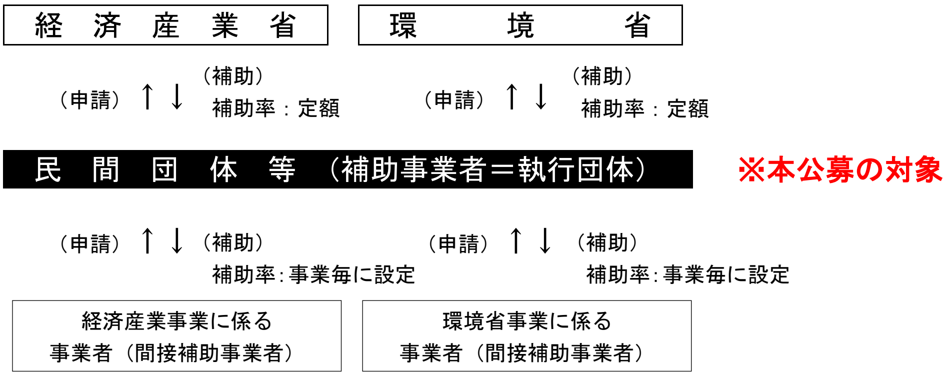

１－３．事業内容

住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を目指すべく、ＺＥＨ[※]の導入、ＺＥＢ[※]の実証、次世代省エネ建材（工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材）・高性能（省エネ法に基づくトップランナー基準相当以上の断熱性能を有する）建材（断熱材、ガラス、サッシ）を用いた住宅の断熱リフォームを行う間接補助事業者に補助金を交付し、また、それに付随して必要となる事務を行うものです。本事業では、以下の３つの事業の執行を行います。なお、間接補助事業の概要については別紙１を参照ください。

① 省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（担当：経済産業省）

② 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）（担当：環境省）

③ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）

※ＺＥＨ／ＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス／ビル）：年間の１次エネルギー消費量がネットでゼロとなる住宅／建築物

※二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省 CO2 促進事業）については、環境省において、別途補助事業者の募集を行っています。

１－４．事業実施期間

交付決定日～令和３年３月３１日（原則、単年度事業）

１－５．応募資格

応募資格：次の①から⑨の要件を満たす非営利型法人とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

① 日本に拠点を有していること。
② 住宅・建築物の省エネルギーに関する技術に精通しており、本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
③ 本補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
④ 当該補助事業に係る普及促進を行い得る能力を有すること。
⑤ 本補助事業において知り得た情報の秘密保持を徹底できること。
⑥ 本補助事業終了後、補助事業者の財産処分手続や会計検査対応のために必要となる文書を必要な期間保存できること。
⑦ 別紙１の１．、２．及び３．の全事業において、採択事業の選定にあたっての評価（評価事業）、採択内容及び補助額等に従った交付受理等の事務（事務事業）を同一の事務局（コンソーシアムも可）で執行できること。
⑧ 別紙１の１．１－２（２）、２．２－２、３．３－２（１）及び、１．１－２（３）、３．３－２（２）それぞれの執行に際しては、間接補助事業者に対する申請窓口の一体化や、補助事業の採択等に係る審査委員会等を一体で行う等、全事業を一体として効率的に執行できること。
⑨ 経済産業省又は環境省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【２．補助金交付の要件】

２－１．採択予定件数：１件

２－２．補助率・補助額

定額補助（１０／１０）とし、詳細は別紙１を参照ください。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省、環境省それぞれと調整した上で決定することとします。

【３．補助金の支払い】

３－１．支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

３－２．支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

３－３．実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に、経済産業省及び環境省に対し、実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み１００万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は記述の対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み１００万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み１００万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み１００万円以上の請負・委託契約）

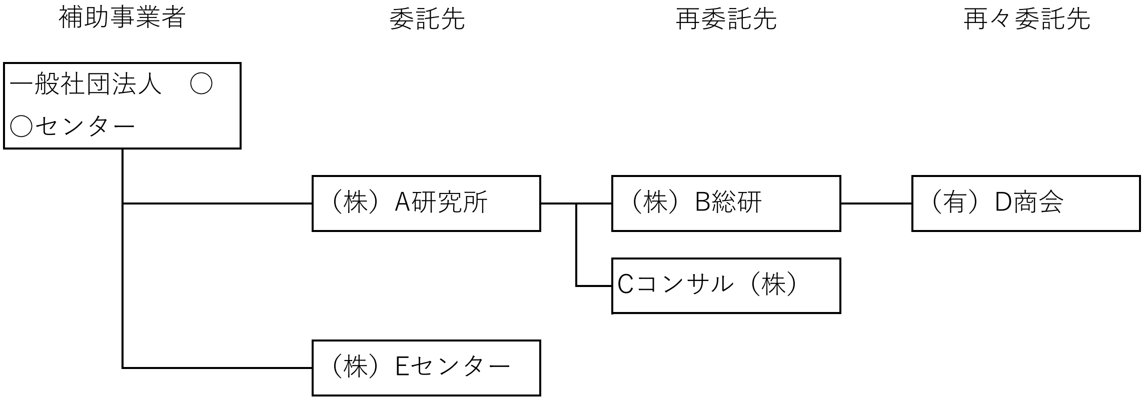

【４．応募手続き】

４－１．募集期間

募集開始日：令和２年１月２３日（木）

締切日：令和２年２月１７日（月）１７時必着

４－２．説明会の開催

開催日時：令和２年１月２８日（火）１５時３０～１７時３０分（他事業と共同開催予定）

場所：経済産業省　別館２階　227 各省庁共用会議室

※会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に２名まででお願い致します。（複数組織での共同応募を予定されている場合は共同で応募される複数組織を一応募単位とし、その中から２名までの出席でお願い致します。）説明会の会場につきましてはご登録頂きました、「E-mail アドレス」までご連絡致します。また、出席者多数の場合は説明会を複数回に分け、時間を調整させて頂くことがありますので、予めご了承ください。

４－３．応募書類

① 郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れ、封筒の宛名面には、「令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）」申請書」と記載してください。

　また、電子メールの場合には、以下の書類を送付してください。その際メールの件名(題名)を必ず「令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）」申請書」としてください。

【応募書類】

・申請書（様式）＜１部＞

・提案書（様式自由）＜１部＞　※別紙２を参照ください。

・採択審査を行う上での必要書類<1 部＞

（会社概要（パンフレットなど）、直近２決算期の財務諸表など）

② 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

　なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。

④ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

４－４．応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便等若しくは電子メールにより以下のいずれかに提出してください。

＜郵送等の場合＞

〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　省エネルギー課
又は
〒１００－８９７５　東京都千代田区霞が関１－２－２
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室

「令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）」」担当　宛て

＜電子メールの場合＞
「shouene-minseir2@meti.go.jp」又は「chikyu-ondanka@env.go.jp」宛て
メールの件名(題名)を必ず「令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）」」としてください。

※持参及びＦＡＸによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。
※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【５．審査・採択】
５－１．審査方法
審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。
また、有識者で構成される審査委員会において評価を行うため、申請者には審査委員会においてプレゼン（説明）をしていただきます。審査委員会の開催については、令和２年２月２０日（木）までに応募申請書（様式）に記載されている連絡担当窓口宛てに連絡します。

５－２．審査基準
以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準①を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。
① 「１．事業概要」の「１－５．応募資格」の内容を満たしているか。
② 提案内容が交付の対象となりうるか。

③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
⑥ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
⑦ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
⑧ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
⑨ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

５－３．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省及び環境省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、審査の過程や採択されなかった理由に関するお問合せ等、個別のお問合せには応じられませんので御了承ください。

【６．交付決定】

採択された申請者が、経済産業省と環境省それぞれに補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省と環境省それぞれが交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省と環境省それぞれとの協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【７．補助対象経費の計上】

７－１．補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には別紙１をご参照ください。

７－２．直接経費として計上できない経費

・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者にご確認ください。）
・その他事業に関係ない経費

７－３．補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、各事業の交付要綱等に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあっては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
②免税事業者である補助事業者
③簡易課税事業者である補助事業者
④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第 3 に掲げる法人の補助事業者
⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

【８． その他の注意点】

① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、各事業の交付要綱等により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル（平成 31 年３月経済産業省大臣官房会計課)」、「環境省所管の補助金等に係る事務処理手引」（平成 28 年４月環境省大臣官房会計課）において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。

② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。

【９．問い合わせ先】

〒１００－８９３１　東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省　資源エネルギー庁　省エネルギー・新エネルギー部　省エネルギー課
担当：田中、粟津、桑山
FAX：０３－３５０１－９７２６

E-mail：shouene-minseir2@meti.go.jp

〒１００－８９７５　東京都千代田区霞が関１－２－２
環境省　地球環境局　地球温暖化対策課　地球温暖化対策事業室
担当：髙橋、多田、坪根、駒
FAX：０３－３５８１－３３５１
E-mail：chikyu-ondanka@env.go.jp

お問い合わせは電話・電子メール又はＦＡＸでお願いします。

なお、電子メール又はＦＡＸのお問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業)」、「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業)」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業)」」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

（別紙１）

補助事業の概要について（予定）

１．省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（担当：経済産業省）

１－１．補助事業

（１）事業予定額

約６４．０億円　（注）事業予定額は、令和２年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

（２） 補助対象経費の区分

①ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業に要する経費

②ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業に要する経費

③次世代省エネ建材支援事業に要する経費

④事務費（システム運用管理費、委員会費、労務費、その他業務管理に必要な経費）

⑤補助率　定額

⑥事業実施期間　令和２年４月～令和３年３月３１日（原則、単年度事業）

１－２．間接補助事業（予定）

（１）ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業

①補助対象者

建築主（所有者）等

②補助対象

ＺＥＢの設計ノウハウが確立されていない民間の大規模建築物（新築：１万ｍ^{2}以上、既築：２千ｍ^{2}以上）について、先進的な技術等の組み合わせによるＺＥＢ化を通じて、その運用実績の蓄積・公開・活用を図る実証事業

③補助対象経費

②に要する経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費）

④採択件数　約１９件程度

※２０１９年度（平成３１年度）「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル実証事業）」の交付を受けて実施している事業のうち、令和２年度も引き続き事業を実施する事業５件を含む。

⑤一事業あたりの補助率

２／３以内

⑥その他

・本事業の成果のとりまとめに当たり、先進的な技術等の組み合わせによる省エネ効果等の収集・分析等の取組みを行うこと。

・ＺＥＢプランナー[※1]、ＺＥＢリーディングオーナー[※2]の公募、登録等を行うこと。
※1 建築主に対して、ＺＥＢのプランニングの支援を行う者
※2 ＺＥＢに取り組む自主目標を有している建築主

（２）ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業
①補助対象者
建築主（所有者）等
②補助対象
高性能建材・設備機器と制御機構等を組み合わせ、ＺＥＨ＋・更なる自家消費拡大を目指したＺＥＨ＋・超高層のＺＥＨ－Ｍを実現する事業
③補助対象経費
② に要する経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費）
④採択件数　約 2,200 件程度
⑤一事業あたりの補助率
定額、２／３以内（事業内容により異なる）
⑥その他
・ＺＥＨビルダー/プランナー[※1]の公募、登録、目標の進捗管理等を行うこと。
・ＺＥＨデベロッパー[※2]の公募、登録等を行うこと。
・ＺＥＨの普及拡大を目指した補助制度とすること。
・本事業の成果の効果的な波及による更なるＺＥＨの普及拡大に向け、ＺＥＨの事業成果の取りまとめに当たり、多様性、先進性に富むＺＥＨの実例をもととした広報を行うこと。
※1 ２０２０年までに提供する住宅の半数以上をＺＥＨ化することを宣言した工務店・ハウスメーカー・設計事務所等
※2 集合住宅におけるＺＥＨに取り組む自主目標を有している建築主等

（３）次世代省エネ建材支援事業
①補助対象者
住宅の所有者等
②補助対象
工期短縮可能な高性能断熱建材や蓄熱、調湿等の付加価値を有する省エネ建材を用いた住宅の断熱リフォーム事業
③補助対象経費
②に要する経費（設計費、設備費、工事費）
④採択件数　約３５０件程度
⑤一事業あたりの補助率
１／２以内
⑥その他

・本事業の補助対象品目となる次世代省エネ建材の公募、登録、公表を行うこと。
・間接補助事業を受注する事業者（工務店等）の情報収集を行うこと。
・家庭部門の更なる省エネ化を促す観点から、本事業の成果の取りまとめに当たり、ホームページ等を通じ、次世代省エネ建材や住宅の断熱リフォームの普及拡大に資する広報を行うこと。

１－３．補助対象経費の区分

経費項目	内容
Ⅰ．事業費	・ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ＺＥＢ）実証事業費 ・ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ＺＥＨ）支援事業費 ・次世代省エネ建材支援事業費
Ⅱ．事務費	（１）システム運用管理費 （２）通信運搬費 （３）機器・事務所等賃借料 （４）公募説明会費 （５）委員会費 （６）人件費 （７）印刷費 （８）消耗品費 （９）調査費 （１０）金融機関、印紙等使用費 （１１）業務委託費 （１２）諸経費

２．二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）（担当：環境省）

２－１．補助事業

（１）事業予定額

６３．５億円　（注）事業予定額は、令和２年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

（２）補助対象経費の区分

①戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業に要する経費

②事務費（システム運用管理費、委員会費、労務費、その他業務管理に必要な経費）

③補助率　定額

④事業実施期間　令和２年４月～令和３年３月３１日（原則、単年度事業）

２－２．間接補助事業（予定）

戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業

①補助対象者

建築主（所有者）等

②補助対象

高性能建材・設備機器と制御機構等を組み合わせ、ＺＥＨを実現する事業

③補助対象経費

②に要する経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費）

④採択件数　約 9,300 件程度

⑤一事業あたりの補助率

定額

⑥その他

１－２（２）の事業と連動し、以下を行うこと。

・ＺＥＨビルダー/プランナー※の公募、登録、目標の進捗管理等。

・ＺＥＨの普及拡大を目指した補助制度とすること。

・本事業等にて支援を行う蓄電池について、対象製品の公募、登録、公表。

・本事業の成果の効果的な波及による更なるＺＥＨの普及拡大に向け、ＺＥＨの事業成果の取りまとめに当たり、多様性、先進性に富むＺＥＨの実例をもととした広報。

※２０２０年までに提供する住宅の半数以上をＺＥＨ化することを宣言した工務店・ハウスメーカー・設計事務所等

２－３．補助対象経費の区分

経費項目	内容
Ⅰ．事業費	戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業費
Ⅱ．事務費	（１）報酬 （２）人件費 （３）社会保険料 （４）賃金 （５）諸謝金 （６）旅費 （７）消耗品費 （８）印刷製本費 （９）通信運搬費 （１０）光熱水料 （１１）使用料及賃借料 （１２）会議費 （１３）役務費 （１４）委託料 （１５）租税公課 （１６）その他必要な経費で大臣が承認した経費

３．二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）（担当：環境省）

３－１．補助事業

（１）事業予定額

４４．５億円　（注）事業予定額は、令和２年度予算の成立等を前提とするもので、現時点での予定額です。

（２）補助対象経費の区分

①集合住宅における ZEH-M 化等促進事業に要する経費

②高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業に要する経費

③事務費（システム運用管理費、委員会費、労務費、その他業務管理に必要な経費）

④補助率　定額

⑤事業実施期間　令和２年４月～令和３年３月３１日（原則、単年度事業）

３－２．間接補助事業（予定）

（１）集合住宅における ZEH-M 化等促進事業

①補助対象者

建築主（所有者）等

②補助対象

・高性能建材・設備機器と制御機構等を組み合わせ、ZEH-M を実現する事業

・ＺＥＨの要件を満たす住宅に、低炭素化に資する素材（ＣＬＴ、ＣＮＦ等）を使用し、又は先進的な再エネ熱利用技術を活用した戸建住宅を建築する事業

③補助対象経費

②に要する経費（設計費、設備費、計測装置費、工事費）

④採択件数　約 300 件程度

⑤一事業あたりの補助率

定額、１／２以内（事業内容により異なる）

⑥その他

１－２（２）の事業と連動し、以下を行うこと。

・ＺＥＨデベロッパー※の公募、登録等を行うこと。

・ＺＥＨの普及拡大を目指した補助制度とすること。

・本事業等にて支援を行う蓄電池について、対象製品の公募、登録、公表。

・本事業の成果の効果的な波及による更なるＺＥＨの普及拡大に向け、ＺＥＨの事業成果の取りまとめに当たり、多様性、先進性に富むＺＥＨの実例をもととした広報。

※集合住宅における ZEH に取り組む自主目標を有している建築主等

（２）高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業

①補助対象者

住宅の所有者等

②補助対象

高性能建材を用いた住宅の断熱リフォーム事業

③補助対象経費

②に要する経費（材料費、工事費、設備費）

④採択件数　約 900 件程度

⑤一事業あたりの補助率

１／３以内等（事業により異なる）

⑥その他

・本事業の補助対象品目となる高性能建材の公募、登録、公表を行うこと。
・間接補助事業を受注する事業者（工務店等）の情報収集（公募含む)、登録、必要に応じて公表を行うこと。
・高性能建材の普及拡大を促す補助制度とすること。
・家庭部門の更なる省エネ化を促す観点から、本事業の成果の取りまとめに当たり、ホームページ等を通じ、高性能建材や住宅の断熱リフォームの普及拡大に資する広報を行うこと。

３－３．補助対象経費の区分

経費項目	内容
Ⅰ．事業費	・　集合住宅における ZEH-M 化等促進事業費 ・　高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業費
Ⅱ．事務費	（１）報酬 （２）人件費 （３）社会保険料 （４）賃金 （５）諸謝金 （６）旅費 （７）消耗品費 （８）印刷製本費 （９）通信運搬費 （１０）光熱水料 （１１）使用料及賃借料 （１２）会議費 （１３）役務費 （１４）委託料

	（１５）租税公課 （１６）その他必要な経費で大臣が承認した経費

（別紙２）

提案書記載事項

１．募集要領【１．事業概要】の「１－５．応募資格」を満たすことの説明

２．事業の実施計画

・間接補助事業者の交付要件（対象者、補助対象経費、補助金上限額　等）

・間接補助事業者の募集方法、申請方法及び審査・採択方法

・事業効果の把握、評価及び公表の方法

・事務コストの削減取組

＊具体的な実施方法及び内容を記載の上､補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。

＊本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。

＊本事業の執行コストを削減するための具体的な業務効率化取組を記載して下さい。

３．事業の実施体制

＊外注、委託を予定しているのであればその内容を記載してください。

４．実施スケジュール

＊２．の実施が月別に分かるように記載してください。

５．類似事業実績

・事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨記載のこと）

６．補助事業の支出計画書（千円）

＊募集要領【７．補助対象経費の計上】の「７－１．補助対象経費の区分」に応じて必要経費を記載すること。

（様式）

受付番号 ※記載不要	

経済産業省　御中

環境省　御中

令和２年度「省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）」、「二酸化炭素排出抑制事業費等補助金（戸建住宅におけるネット･ゼロ･エネルギー･ハウス（ZEH）化支援事業）」及び「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業のうち新築集合住宅・既存住宅等における省 CO2 化促進事業）」申請書

申請者	法人番号（＊）	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	Ｅ－ｍａｉｌ	

＊法人番号を付与されている場合には、１３桁の番号記載し、法人番号を付与されていない個人事業者等の場合には、記載不要。